

特別養護老人ホームほほえみ福寿の家 介護老人福祉施設重要事項説明書

平成30年4月改定

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、事業所の概要等につきまして、次のとおりご説明いたします。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 桜友会
事業者の所在地	岐阜県関市稲口845番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高井昭裕
電話番号	0575-24-9570

2 事業所の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム ほほえみ福寿の家
施設の所在地	岐阜県関市稲口845番地
指定事業所番号	2170200196
施設長名	高井澄恵
電話番号・FAX番号	電話：0575-24-9570 FAX：0575-24-9571

3 事業の目的及び方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

また、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話をを行い、入居者がその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう援助すると共に、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療機関及び福祉サービス機関等との密接な連携に努めます。

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

	敷地	16,911㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート 4階建
	延べ面積	7,349.9㎡
	利用定員	90名

(2) 居室（ショートステイ26床を含む）

居室の種類	室数	一人当りの平均面積
従来型個室	88	11.5㎡
トイレ・洗面台付従来型個室	8	13.0㎡
インターネット対応従来型個室	10	12.2㎡
インターネット対応従来型特別個室	2	15.2㎡
二人部屋	8	11.5㎡

(3) その他の主な設備

設備の種類	数	面積
食堂・集会室	4	509㎡
機能回復訓練室	2	61㎡
特別浴室	3	97㎡
一般浴室	1	28㎡
便所	7	115㎡
医務室	1	25㎡
静養看護室	1	36㎡

5 職員体制及び勤務体制

職種	人数	勤務体制	備考
施設長	1	日勤	
副施設長及び事務職員	6	日勤	
介護支援専門員	1	日勤	
生活相談員	1	日勤	
介護職員	27	3交替	
看護職員	3	3交替	オンコール体制
管理栄養士	1	日勤	
機能訓練指導員	1	日勤	
歯科衛生士	1	日勤	
嘱託医師	1	非常勤	

※介護職員を除く職種については、併設の地域密着型老人福祉施設入所者生活介護施設と兼務できるものとする。

6 施設サービスの概要及び利用料金

(1) サービス内容

ご利用者各々の施設介護サービス計画書（ケアプラン）に基づいて、介護老人福祉施設サービスを提供いたします。

①入浴：週2回、利用者個々に応じた入浴設備を使用し、入浴していただきます。

ただし、体調不良の場合は中止することがあります。

②排泄：利用者個々にあった方法で排泄ケアを行います。

③食事：利用者個々にあった食事形態で食事を提供します。

④機能訓練：機能訓練員による機能訓練を行います。

- ⑤生活相談：日常の生活における様々な困り事、悩み事などの相談に随時対応します。
- ⑥健康管理：年1回の定期健康診断を行うと共に、嘱託医による回診を行います
- ⑦理美容サービス：定期的、または利用者の希望により業者による理美容サービスを斡旋します。ただし、実費を負担いただきます。
- ⑧行政手続き及び負担金支払い代行をします。
- ⑨金銭管理：国民健康保険料・介護保険料・理美容代・医療費・薬代、その他日常生活に必要な経費の支払について、お預かりした印鑑・通帳により支払代行します。
なお、出納状況については、四半期毎に報告書により報告いたします。
- ⑩外出：施設で定める行事計画に基づき外出サービスを実施します。（外出が困難と判断される場合を除く）

(2) 所持品等の持込みについて

使い慣れた家具の持ち込みは自由ですが、居室に入る程度で入居者が動きやすい範囲内をお願いします。

なお、通帳・印鑑・保険証等の貴重品については、事務所金庫にて保管します。

(3) 利用料金（1日当りの介護サービス費）

介護保険※ご本人の負担割合に応じて算定となります。記載は1割負担者。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	557円	625円	695円	763円	829円
従来型個室	557円	625円	695円	763円	829円

居住費（1日当り）※ご本人の負担限度額に応じて算定となります。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	370円	370円	840円
従来型個室	320円	420円	820円	1,150円

食費（1日当り）※ご本人の負担限度額に応じて算定となります。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
共通	300円	390円	650円	1,420円

(4) 加算額 ※記載は1割負担者。

下記に定める加算のうち、施設体制や入所者の状況に応じて必要な加算を、ご本人の負担割合に応じて算定させていただきます。

①外泊時費用

入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合1月に6日を限度として1日につき246円を算定。しかし外泊時に当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、

1月につき6日を限度として所定単位数に変えて1日につき560円を算定

ただし、初日及び最終日は除き、月をまたがる場合は最大12日分を算定

- ②初期加算 1日につき30円 入所、再入所から30日間
- ③退所前後訪問相談援助加算 460円
退所時相談援助加算 400円
退所前連携加算 500円
入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供サービス調整を行った場合
- ④個別機能訓練加算 1日につき12円
個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施する場合
- ⑤精神科医療養指導加算 1日につき5円
精神科医による療養指導が月2回行われている場合
- ⑥栄養マネジメント加算 1日につき14円
栄養ケア計画に基づいてサービスを提供する場合
- ⑦療養食加算 1回につき6円
療養食の提供が必要な対象者
- ⑧経口移行加算 1日につき28円
経管栄養者が経口摂取に移行する取組みを実施する場合
- ⑨経口維持加算（Ⅰ） 1月につき400円
著しい誤嚥が認められる方の経口摂取を維持する取組みを実施する場合
経口維持加算（Ⅱ） 1月につき100円
誤嚥が認められる方の経口摂取を維持する取組みを実施する場合
- ⑩在宅復帰支援機能加算 1日につき10円
在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合
- ⑪看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下) 1日につき144円
(死亡日以前2日または3日) 1日につき680円
(死亡日) 1日につき1,280円
医師が終末期にあると判断し、医師、看護師、介護職員等が協働して、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合
死亡前30日を上限として、死亡月に算定
- ⑫在宅・入所相互利用加算 1日につき40円
複数の利用者が在宅期間及び入居期間(3ヶ月以内)を定めて、同一の個室を計画的に利用する場合
- ⑬日常生活継続支援加算 1日につき36円
認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合
- ⑭看護体制加算（Ⅰ） 1日につき4円
看護体制加算（Ⅱ） 1日につき8円
常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員を配置している場合
- ⑮夜勤職員配置加算 1日につき(従来型)16円
基準を上回る夜勤職員を配置しており、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等

の実施できる介護職員を配置している場合

⑯若年性認知症入所者受入加算 1日につき120円

⑰認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3円

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4円

国や自治体の実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が
介護サービスを提供する場合

⑱口腔衛生管理体制加算 1月につき30円

歯科衛生士の指導等により入所者の口腔ケアを行う場合

⑲口腔衛生管理加算 1月につき 90円

歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合

⑳低栄養リスク改善加算 1月につき300円

新規入所及び再入所の低栄養リスクの高い入所者に対して、改善する計画を作成し、
それに必要な取り組みを行った場合に算定。

㉑再入所時栄養連携加算 1回400円

入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に
ついて施設管理栄養士と医療機関の管理栄養士が連携し再入所後の栄養管理に
関する調整した場合

㉒介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護老人福祉施設8.3%

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

※経過措置

下記に該当する方については多床室の介護報酬を摘要します。

<既存入所者について>

①平成17年9月30日において従来型個室に入居しており、かつ10月1日以降も継続
して従来型個室に入所する方。

<新規入所者について>

①感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、当該
個室への入所が30日以内である方。

②著しい精神症状により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとし
て、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した方。

(5) その他のサービス利用料

①貴重品管理費 1日 50円

②テレビ貸出料 1日 52円

③コンセント使用料（1個につき） 1日 52円

④喫茶 1回 52円

⑤行事経費 実費

⑥市外受診等送迎サービス (旧関市の区域を超えた地点から1kmにつき) 50円

市外受診等付添援助サービス 付添職員1名につき

8:00～18:00の付添援助

1時間未満 2,600円

1時間を超える場合 30分増すごとに1,300円追加

6:00～8:00/18:00～22:00の付添援助

1時間未満 3,250円

特養：D：53/17・04・01

1時間を超える場合 30分増すごとに1,625円追加

22:00~6:00の付添援助

1時間未満 3,900円

1時間を超える場合 30分増すごとに1,950円追加

旧関市外（平成17年2月7日合併前の関市の区域外）の医療機関を受診される
場合で施設職員にて送迎、付添援助を実施する場合に算定

⑦外出・外泊送迎サービス 1回につき 1,900円

個別に外出・外泊される場合で、当施設職員にて送迎を実施する場合に算定
ただし、職員が対応可能な場合に限る（旧関市内のみ）

⑧外出付添援助サービス 職員1名につき

1時間以内 2,000円/回

2時間以内 3,000円/回

3時間以内 4,000円/回

施設で定める行事計画以外に外出を希望される場合で、当該外出について施設職員
が送迎、付添援助を実施する場合に算定

ただし、職員が対応可能な場合に限る（旧関市内のみ）

⑨特別な室料

平成23年2月増床部分における居室のうち、特別な設備を備えた居室について
次の料金を従来型個室料金に上乗せして算定

居室A 210円/日 ・ユニット型により近い設計

居室A-S 250円/日 ・ユニット型により近い設計

・インターネット利用環境を整備

・川に面した居室配置

居室B 530円/日 ・ユニット型により近い設計

・インターネット利用環境を整備

・洗面台の設置

・居室面積の違い

⑩日常生活用品等、購入代行サービス 近隣にある店舗の場合1回につき 500円

遠方にある店舗の場合1回につき1,000円

利用者本人の希望があり、ご家族に代わり職員にて買い物に行った場合に算定

⑪看取り伴う特別な費用 1回 5,000円

看取り介護を希望される方に、環境を整える等、特別なサービスを提供した場合に
算定

⑫この他特に個別に要した費用 実費

7 苦情処理体制

施設苦情処理窓口	施設担当者	介護部長 大矢悟史	生活相談員 宮坂裕一
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家	電話：0575-24-9570
外部苦情処理窓口	第三者委員	吉田宗弘	電話：0575-22-4561
	第三者委員	森島洋子	電話：0575-22-5545
	公的機関	関市役所高齢福祉課	電話：0575-22-3131
		国民健康保険団体連合会	電話：058-275-9826
		岐阜県運営適正化委員会	電話：058-278-5136

8 非常防災時の対応

防火管理者	総務部長 小瀬勝之		
地域との連携	稲口自主防災組合と連携		
防災訓練等	年2回実施（1回は夜間想定）		
防災設備	避難階段	誘導灯及び誘導標識	自動火災報知設備
	避難口	屋内消火栓設備	非常警報装置
	防火扉	スプリンクラー	非常電源
	非常通報装置		

9 医療体制

嘱託医師が必要に応じて対応します。

協力医療機関はウエル初高井クリニックと中濃厚生病院、関中央病院、関歯科医師会です。

10 事故発生時・緊急事態・異常事態対応体制

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行います。緊急事態・異常事態発生時には施設の緊急連絡体制に従って対応します。

11 サービスご利用上の留意事項

次の行為はご遠慮いただきます。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ②けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

12 身体拘束の制限について

施設サービスの提供に当っては、利用者の生命又は身体を保護するため止むを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を実施しません。

また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族に説明・同意を得て、その態様及び時間、その際の入居者の身体状況、緊急止むを得なかった理由を記録し、定期的に身体拘束廃止に向けてカンファレンスを実施します。

13 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待を防止する為の従事者に対する研修の実施。利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 秘密保持について

業務上知り得た、ご本人及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、介護サービス等を提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による本人または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

15 改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知をもって同意を頂いたものとします。ただし、変更事項に同意できない場合は契約を解除できるものとします。

16 情報の公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は5年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開する事とし、記録の閲覧、複写を求めることが出来ます。

本書面について、_____より説明を受けたことを理解し、説明内容について同意します。
また、上記に定められた料金を遅滞なく支払うことを誓約します。

平成 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

ご家族等 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

続 柄 _____